

決定第6号（日本テレビ）

1999（平成11）年3月17日
放送と人権等権利に関する委員会決定第6号

権利侵害申立に関する委員会決定

放送と人権等権利に関する委員会
委員長 清水 英夫

申立人 A大学ラグビー部員と家族
被申立人 日本テレビ放送網株式会社（日本テレビ）

I. 申立に至る経緯

1997年11月、都内のカラオケボックスで、19歳の女性を集団で暴行したとして、A大学のラグビー部員5名が、98年1月20日、婦女暴行容疑で逮捕された。更に他大学の学生を含む3名が、その後逮捕されたが、2月9日、被害者との間で示談が成立、告訴が取り下げられたため、全員が処分保留のまま釈放になり、その後起訴猶予処分となった。このうちA大学ラグビー部の2年生部員2名とその家族合わせて7名が、「2人は暴行行為に加わっていなかったにもかかわらず、暴行犯人として放送されたため、本人だけでなく家族の名誉が著しく損なわれた」として、6月25日、日本テレビに対する権利侵害の申立を、本委員会に行った。

. 申立人の申立要旨

容疑事実が未確定な逮捕直後から、実名、顔写真を放映するとともに、字幕並びにキャスター、リポーター、ゲストコメンテーターらの解説及びコメントにより、あたかも申立人の学生2名（以下「申立人2名」という）が、集団レイプの共犯者であると断定的、もしくは誘導的に、繰り返し繰り返し報道され、家族を含む申立人全員は著しく名誉を毀損され回復しがたい打撃を被った。

1 . 番組・放送日

「ズームイン朝」	1月20日、1月21日、1月22日
「おもいきりテレビ」	1月20日
「プラスワン」	1月20日、1月22日
「ルックルックこんにちは」	1月21日
「ザ・ワイド」	1月21日、1月22日

2 . 放送内容

上記番組のうち、1月21日の「ズームイン朝」、「ルックルックこんにちは」、1月22日の「ザ・ワイド」の3番組から、具体的な問題点を指摘する。

事実と異なる報道

- ・「全員が容疑を認めている」と報道されたが、申立人2名は容疑を認めていない。
- ・「身長180cmをゆうに超える屈強なラグビー部員に押さえつけられるようにしてレイプされた」と報道されたが、5名の中に身長180cmを超える者はいないし、押さえつけるように2名はレイプなどしていない。
- ・「女の子が突然別室に連れて行かれ、5人のラグビー部員にレイプされてしまったのです」との報道は誤りで、申立人2人については事実無根である。
- ・「無理矢理衣類を剥ぎ取られ、押さえつけられ代わる代わるレイプされてしまったのです」との報道も事実無根である。
- ・「明らかに計画的な犯行ではないかというふうに見られている」と報道されたが、計画的犯行でないことは検察も認めている。
- ・「その後の警察の調べで、逮捕された部員の一人が、事前に他の部員達に犯行を持ちかけていた」という報道も事実無根である。

演出と誘導による断定報道

- ・「卑劣！A大ラグビー部員 19歳OL集団レイプ!」、「カラオケボックスに誘い込み 10数人が関与!? 部員5人緊急逮捕!」等センセーショナルな内容を掲げ、顔写真、実名と共に繰り返し放映し、視聴者に犯罪があたかも確定していると思われるような、錯覚を与える報道だった。
- ・「非常に悪質な行為で、女性の側からすれば、もうこの人達は凶悪犯」、「この大学にしてこの学生か、怒りがおさまらない」等に見られるように、キャスター又はリポーターによる犯罪ありきの誘導的な言動により、ゲストコメンテーター、もしくは被取材者から、犯罪者と断定した上でのコメ

ントを得て、それらを放映した。

- ・弁護士を出演させ、レイプ犯として刑罰まで放送の中で取り上げ、犯行を断定的に報道している。

顔写真と実名の乱用

容疑が確定していない段階にあるにもかかわらず、顔写真、実名を多用、更には送検時の映像を3回も実名入りで放送した。これは肖像権の侵害であり、推定無罪の原則を無視した報道で、まさに人権侵害といわざるを得ない。

被申立人の答弁要旨

日本テレビは、「申立人達が、集団レイプの共犯者であると断定的、もしくは誘導的に、繰り返し繰り返し報道」したことはない。日本テレビは、十分な取材に基づき、5人が婦女暴行の容疑で逮捕された事実と捜査状況を、客観的に放送したものであり、放送内容に事実誤認はない。また、申立人2名が処分保留で釈放された事実も放送している。

刑事事件の放送における逮捕時の実名報道は原則として許容されるものであり、本件放送も妥当な判断である。実名に併せて顔写真を放送することについては、撮影した写真、映像等は氏名、年齢、職業等と同様に容疑者に関する具体的な情報である。本件写真の放送については、撮影の方法が社会通念上許されない方法によったものではなく、通常の事件報道の原則に基づいて事件に関わる具体的な情報の一つとして、顔写真を放送したに過ぎない。

申立人が問題点として指摘した番組についての意見は以下の通りである。

1. 「1月21日ズームイン朝」の放送内容について

逮捕された5名の容疑者が容疑事実を認めているという取材結果に照らして放送したもので、放送内容は容疑者逮捕の通常の扱いである。

なお、「別の部屋に連れ込んだ」、「容疑を認めている」、「暴行は計画的である疑いが強く」等の事実については、警視庁の捜査内容を取材した結果に基づくものであり、その主要部分において真実ないし十分な取材に基づくものである。

2. 「1月21日・ルックルックこんにちは」の放送内容について

放送内容は、5名を犯人と断定しておらず、5名の容疑者が容疑を認めている等の事実について、警視庁の捜査内容を取材した結果に基づき放送したものである。別室での犯行、容疑を認めていること、暴行は計画的である疑いが強いこと等の事実は、警視庁の捜査内容を取材した結果に基づくものであり、その主要部分において真実ないし十分な取材に基づくものである。

なお、「身長180センチをゆうに超える屈強なラグビー部員」との表現は、裏付けのない先入観に基づくりポートであった。

3. 「1月22日・ザ・ワイド」の放送について

本件のように社会的影響の大きい事件については、放送時間も長くなるものであり、その中で容疑者名を複数回放送することは、記事中に1回記せば通常理解される文字メディアとは違って、放送媒体として避けられないことである。放送中に複数回容疑者名が出るのは、放送内容を視聴者に十分理解してもらうためであり、これはことさら容疑者を犯人として印象付けるものではない。

また、送検される映像の放送については、刑事事件の手続きが更に進展したことを伝えたものであり、この事件に対する社会的関心の大きさから考えて、捜査の動きを放送したものである。

・委員会の判断

本委員会は、申立人の申立書、被申立人の答弁書、答弁書に対する反論書、反論書に対する再答弁書を検討するとともに、被申立人から提出された当該番組の録画のすべてを視聴し審理した。また、申立人と被申立人双方の意見を聴取した。（申立人は弁護士同席）

1. 事実誤認について

申立人は「2人は本件レイプ容疑事件に関与していないにもかかわらず、容疑を認めているなどと断定的に報道され、名誉を著しく毀損された」と主張している。これに対して日本テレビは、逮捕時点における報道内容は、「警視庁の捜査内容を取材した結果に基づくものであり、事実誤認はない」と反論している。

申立人が主張している「レイプをしていない」との点については、示談書も、申立人2名が直接姦淫行為に及んでいなかったことを認めており、また本事件に計画性があったかどうかについても疑問が残る。これらの点につき、日本テレビは、姦淫行為がなかったとしても事件に関与していたことは明らかであり、計画性についても捜査当局の取材に基づいている、との見解を示している。

このように申立人と日本テレビとの主張には大きな食い違いがみられるが、本委員会には強制的調査権がないこともあって、申立人の主張する「レイプ容疑事件に関与していない」との事実関係を解明することは出来なかった。

なお、本委員会は、可能な限り事実関係を明らかにするため、本件被害者にも協力を求めたが回答を得られなかった。

本事件では、申立人2名が事件現場において被害女性に接触していること、婦女暴行容疑で逮捕されたこと、示談が成立して告訴が取り下げられ処分保留で釈放されたこと、起訴猶予処分を受けたことなどは事実として明白である。また、「容疑を認めている」との報道は、捜査当局の発表に基づいていることが認められる。

これらの事情を勘案すると、日本テレビが本件犯行の逮捕段階において、その容疑事実や、申立人2名が同容疑を認めたことを真実と信じたのはやむを得ず、したがって本件報道の基本的な事実関係については、事実誤認はなかったものと判断する。

2. 演出と誘導、断定表現について

逮捕段階において容疑者を犯人と断定することや、犯人視した報道が許されないことはいうまでもない。

日本テレビの場合、いずれの番組でも犯人とは言っていないし、きめつけてもおらず、犯人と断定する報道があったとはいえない。しかし、「身長180センチの屈強なラグビー部員」との報道は、申立人の主張するように事実でなく、日本テレビもこの部分については推測で報道したことを認めている。

また、ワイドショーの中で使われている、「カラオケボックスに誘い込み10数人が関与!? 部員5人緊急逮捕」などのタイトル、「無理矢理衣服を剥ぎ取られ、押さえつけられ代わる代わるレイプされてしまったのです」などのコメント、更に司会者、リポーター、ゲストの中に、犯人と断定しているような印象を与えかねない発言があり、未だ容疑段階であるとの配慮に欠ける報道があったことは否定できない。

3. 実名・顔写真について

容疑者の実名・顔写真は報道の真実性の裏付けとして、ニュースの基本要素であり、本件報道の場合も、事件の公共性、公益性からみて、実名、顔写真の使用は許されるものと判断する。

しかし、短時間に多数回、繰り返し放送することは、容疑者という呼称をつけたとしても、視聴者に対し、犯人ではないかという先入観を植え付ける危険をもたらしかねない。特に顔写真は、視聴者に強いインパクトを与えがちである。

これらを考慮すれば、逮捕段階における容疑者の実名や顔写真の報道、とりわけ顔写真の扱いについては、犯人視的な効果を持つことがないよう、慎重な配慮が求められる。

また、申立人が問題として指摘している「送検時の映像」については、容疑者名が表示されているものの、映像自体からは個人を特定できるものではなく、手錠姿など不適切な表現も見られないことから不当とはいえないと判断する。

4. 結論と措置

本件は、大学ラグビー部員による集団レイプ容疑事件であって、社会的影響も重大であるから、その報道には公共性、公益性が認められる。

本件報道の基本的な事実関係は、警察発表に基づいたものであり、本件報道の主要部分に事実誤認があったとはいえない。しかし、ワイドショーの報道を見ると、犯人としての断定的な報道につながりかねない表現や顔写真の繰り返し使用などがみられ、申立人の名誉を毀損したとまではいえないが、放送倫理上問題があったと判断する。なお、本件ワイドショーについては、犯人視報道であり名誉毀損に当たるとする少数意見があった。

逮捕されただけで犯人と思いがちな一般視聴者に対し、このような報道は誤解や誤った印象を与える可能性が大きい。それだけに、タイトルやサブタイトルの字幕には、出来る限り「容疑」「疑い」といった文字を入れるべきである。

ワイドショーの場合、司会者、リポーターはもとより、ゲストの意見であっても、犯人と断定するような表現をすべきではなく、未だ容疑段階であることを明確にする姿勢が求められる。ゲストに断定的な発言があった場合には、司会者やリポーターらが容疑段階であることを伝えるフォローが必要である。

また、一方的な報道や犯人視的な報道に陥らないためには、警察発表に依存せざるを得ない第一報段階では無理としても、事件捜査の推移に従い、容疑者の家族や弁護士等に可能な限りの取材を試み、その言い分を伝える努力と工夫を払うべきである。裏付け取材が困難な場合には、容疑段階であることを考慮して、断定的なきめつけや過大、誇張した表現、限度を超える顔写真の多用を避けるなど、容疑者の人権にも十分に配慮した、慎重な報道姿勢が求められる。

以上の諸点を考慮し、本委員会は、日本テレビに対し、委員会決定の主旨

を放送するとともに社内に周知徹底させ、今後の事件報道に当たっては、容疑者の人権により一層配慮することを強く要望する。

V . 審理経過

審理経過は別紙の通りである。

審理経過

年月日	審理内容
1998	申立人の「権利侵害申立書」受理
6.25	被申立人に「申立書」送付、「答弁書」とVTRの提出を要請
7.13	被申立人の「答弁書」とVTR受理
7.16	委員会審理、VTRの視聴等
8.14	申立人に「答弁書」送付、「反論書」の提出要請
9.3	申立人の「反論書」受理
9.4	被申立人に「反論書」郵送、「再答弁書」の提出要請
9.14	被申立人の「再答弁書」受理
9.24	委員会審理
10.15	委員会審理
11.19	委員会審理
12.17	委員会審理
12.25	被申立人に、委員会からの「質問書」送付
1999	被申立人の「回答書」受理
1.12	委員会審理
1.21	委員会審理、申立人、被申立人のヒアリングなど
2.10	第1回起草委員会
2.18	第2回起草委員会
	委員会審理
3.9	第3回起草委員会
3.11	委員会審理、「委員会決定原案」了承
3.17	委員会決定、通知、公表